

一般社団法人 日本トライボロジー学会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は一般社団法人日本トライボロジ
ー学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に
置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、トライボロジーに関する学
術および科学技術を振興する事業を行い、も
って、トライボロジーに関する理論の進歩およ
び技術の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため
につぎの事業を行なう。

- (1) 研究発表会、討論会、講演会、講習会、懇
談会および見学会の開催
 - (2) 会誌および図書の発行
 - (3) トライボロジーに関する研究および調査
 - (4) 学術に関する表彰、奨励および助成
 - (5) 資格付与のための技能検定および資格認
定
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の各事業については、日本全国および海
外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同する者
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同する学生

(3) 維持会員 この法人の事業を援助する者、
または団体

(4) 公共会員 この法人の目的に賛同する学
校、図書館または公共性のある研究機
関ならびにこれに準ずる機関

(5) 名誉会員 この法人の目的達成に対し特に
功労のあった者で総会の議決をもって
推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法
人及び一般財団法人に関する法律(以下「法
人法」という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理
事会の定めるところにより申込みをし、その
承認を受けなければならない。ただし、名誉
会員に推薦された者は、入会の手続を要せ
ず、本人の承諾をもって会員となるものとす
る。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費
用に充てるため、会員になった時及び毎年、
会員は、細則に定められた額を支払う義務を
負う。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを
要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会
届けを提出することにより、任意にいつでも
退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った
ときは、社員総会の決議によって当該会員を
除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反す

る行為をしたとき.

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき.

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を当該年度内に履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定期社員総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決数の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事のうちから社員総会で選任された議事録記名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上21名以内

(2) 監事 2名または3名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、その他の理事全員をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合は、理事会の決議によつて、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第33条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日

までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、余金の分配を行うことが出来ない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は熊田喜生（会長）、益子正文（副会長）、多川則男（副会長）とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の当期と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34

条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第33条関係）

財産種別	場所・物量など
投資有価証券	貸付信託（中央三井信託銀行本店）、500万円

（2012年4月1日 一般社団法人移行後適用）